**１　学級編制** 　　　　　　　　　　　　　　（学教施行規則　第10条）

公立の義務教育諸学校の学級編制は、県教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する市町教育委員会が、当該学校の児童・生徒の実態を考慮して行う。

　　　　　　 　　　　　（義務標準法　第４条）

　　市町教育委員会は、当該市町の設置する義務教育諸学校の学級編制を行ったときは、県教育委員会に届け出なければならない。

　　届け出た学級編制を変更したときも、同様とする。　　　　　　　　（義務標準法　第５条）

(1)　学級編制の基準等について　　　　　　　　　　　 （令和７.２.６　６教財第1747号）

ア　学級編制の基準日

　　　４月１日

イ　学級編制の基準（標準としての基準）

　　　別表（次頁）のとおり

(2)　学級編制の届出について

市町教育委員会は、学級編制を届け出るとき、次の書類を紙媒体２部とデータを指定された期日までに尾張教育事務所に提出する。

ア　令和○○年度公立義務教育諸学校の学級編制の届出ついて（小中学校用）〔庶様式１〕

イ　令和○○年度公立義務教育諸学校の学級編制の届出ついて（特別支援学校用）

〔庶様式２〕

ウ　令和○○年度学級数等の内訳（小中学校用）　 〔庶様式３〕

エ　令和○○年度特別支援学級の内訳（小中学校用）　　　　　　　　　　　〔庶様式４〕

オ　令和○○年度学年別学級別児童生徒数等（特別支援学校用） 〔庶様式５〕

(3)　学級編制変更の届出について

義務標準法第５条に規定する事後届出は別紙様式によるものとし、当該年度の４月15日までに提出すること。

(4)　その他

ア　教職員定数の算出基礎となる特別支援学級の数は、県教育委員会が別途決定する。

イ　年度中途における学級数の増にあたっての教職員配置の有無については、事前に県教育委員会と調整を行うこと。

**別　表**

【学級編制の基準】

１　市町村立の小学校又は中学校又は義務教育学校の１学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学校の種類 | 学級編制の区分 | １学級の児童・生徒の数 | |
| 小　学　校 | 単 式 学 級 | 35人 | |
| 複 式 学 級 | １・２年 | ７人 |
| ３・４年  ５・６年 | 14人  14人 |
| 特別支援学級 | ８人 | |
| 中　学　校 | 単 式 学 級 | 40人 | |
| 複 式 学 級 | ８人 | |
| 特別支援学級 | ８人 | |

２　１の規定の適用については、小学校、中学校及び義務教育学校の分校又は分教室は、それぞれ１校とみなす。

３　１の規定にかかわらず、小学校及び義務教育学校の前期課程の複式学級の編制において、県教育委員会が特別な配慮を必要と認める場合は、これによらないことができる。（隔年複式解消）

４　学級編制の標準の基礎となる児童又は生徒数について、学級編制の基準日現在において「１年以上居所不明の者」、「少年院又は児童自立支援施設に在院している者」及び「学校教育法第１条の規定に基づく小学校及び中学校以外の学園（インターナショナルスクール等）に在園している者」は含めないものとする。

５　市町村立の特別支援学校の小学部及び中学部１学級の児童・生徒の数の基準は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学部の種類 | 学　級　編　制　の　区　分 | | １学級の児童・生徒の数 |
| 小　学　部 | 同学年の児童で編制する学級 | １～６年 | ６人 |
| 複式学級 | ３・４年  ５・６年 | ４人  ４人 |
| 重複障害学級、訪問・施設内教育学級  　文部科学大臣が定める心身の故障を２  　以上併せて有する児童で編制する学級 | | ３人 |
| 中　学　部 | 同学年の生徒で編制する学級 | １～３年 | ６人 |
| 複式学級 | | ４人 |
| 重複障害学級、訪問・施設内教育学級  　文部科学大臣が定める心身の故障を２  　以上併せて有する生徒で編制する学級 | | ３人 |

６　５の規定の適用については、訪問・施設内教育学級において、小学部の児童数と中学部の生徒数を合計した人数を基礎として学級編制を行う。

**公立義務教育諸学校の学級編制届出作成の手引**

【届出時】

１　令和○○年度公立義務教育諸学校の学級編制の届出について〔庶様式１〕〔庶様式２〕

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　令和○○年度学級数等の内訳（小中学校用）〔庶様式３－１、３－２〕

(1) 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

(2) 小中学校別に作成すること。

(3)　「学校名」の欄には、分校又は分教室も１校として記入すること。

(4)　「児童生徒数」「実学級」「県基準学級」欄には、次に掲げるところにより記入すること。

　　ア　４月１日を基準日として記入すること。

　　イ　県基準学級数は、小１～６年35人編制、その他の学年40人編制で記入すること。

　　ウ　学級編制の基準日現在において「１年以上居所不明の者」、「少年院又は教護院に在院している者」及び「学校教育法第１条の規定に基づく小学校及び中学校以外の学園（インターナショナルスクール等）に在園している者」は含めないものとする。

　　エ　特別支援学級に在籍の児童生徒は「特別支援学級」の項のみに記入すること。

(5)　学級編制の弾力化を実施している学校（県の中学校第１学年及び義務教育学校第７学年の35人学級に係る研究指定を含む）については、備考欄に○印及び弾力化実施学年を記入すること。

３　令和○○年度特別支援学級の内訳（小中学校用）〔庶様式４〕

(1) 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

(2) 学校別に作成すること。（分校又は分教室は、それぞれ１校とみなす）

(3)　児童生徒数、学級数は〔庶様式３－１、３－２〕と一致すること。

(4)　障害種別「病弱・身体虚弱」については、「校内」「院内」の別を記入すること。

４　令和○○年度学年別学級別児童生徒数等（特別支援学校用）〔庶様式５－１、５－２〕

(1) 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

(2) 学部別に作成すること。

(3)　「一連番号」の欄には、小中学部別にそれぞれ一連番号を記入すること。

　　　（瀬戸市立瀬戸特別支援学校小学部、中学部のみ「１」と記入する）

(4)　「教室数」欄の「特別教室（転用可能）」には、今後、学級数が普通教室数を上回る場合、普通教室に転用可能な特別教室数を記入すること。

【変更届出時】

１　令和○○年度公立義務教育諸学校の学級編制の届出について〔庶様式１〕〔庶様式２〕

　変更の届出についても、〔庶様式１〕〔庶様式２〕を使用する。

２　令和○○年度学級数等の内訳（小中学校用）〔庶様式３－１、３－２〕

(1) 変更があった学校のみ届け出る。その際、「備考」の欄には、いつから変更があったのかを記入すること。　（例）院内学級開設時期　平成24年９月３日

(2) その他については、【届出時】に準ずること。

３　令和○○年度特別支援学級の内訳（小中学校用）〔庶様式４〕

(1)　特別支援学級数に関わる学級数の変更（院内学級開設も含む）があった場合のみ届け出る。

(2) その他については、【届出時】に準ずること。

４　令和○○年度学年別学級別児童生徒数等（特別支援学校用）〔庶様式５－１、５－２〕

【届出時】に準ずること。